

長建協発第505号
平成28年2月15日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

消費税率の引き上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、消費税率の引き上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁に関しましては、既に、「消費税率の引き上げに伴う消費税転嫁対策特別措置法及び建設業法の遵守について」（平成25年11月18日付国土建推第26号）、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の徹底について（重点要請）」（平成26年1月17日付国土建推第31号）及び「消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について」（平成26年4月1日付国土建推第1号）において、要請が行われているところでありますが、今般、同要請の趣旨に反する行為が認められた建設業者3社に対して、公正取引委員会より勧告がなされました。

つきましては、今般の勧告について、全建を通じ国土交通省土地・建設産業局建設業課より別添のとおり周知依頼がまいっておりますのでお知らせ申し上げますとともに、建設工事の請負契約等における消費税の円滑かつ適正な転嫁について適切な対応を講じられますようご協力方お願い申し上げます。